

公益財団法人  
アジア人口・開発協会

賛助会員規則



(賛助会員)

第1条 公益財団法人アジア人口・開発協会（以下財団という）の目的および趣旨に賛同し入会する法人、団体または個人を賛助会員とする。

(賛助会員の種別)

第2条 賛助会員は、次のとおり区分する。

- (1) 特別賛助会員 本財団の目的および趣旨に賛同し、事業に協力するため入会した法人または団体
- (2) 個人賛助会員 本財団の目的および趣旨に賛同し、入会した個人

(入会)

第3条 賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて申込むものとする。

2. 会員の資格は、会費の納入を持って生じることし、その有効期間は当協会の会計年度に従う。
3. 年度中途での入会の場合も、その有効期間は前項の定めに従う。

(退会)

第4条 退会は自由とし、申し出により退会手続きをとるものとする。

(会費)

第5条 会費の額は、次のとおりとする。

- (1) 特別賛助会員 年額 1 口につき 50,000 円 (1 カ年)
  - (2) 個人賛助会員 年額 1 口につき 5,000 円 (1 カ年)
  - (3) ウェブ賛助会員 月額 1 口につき 500 円 (1 ヶ月)
2. 納入された会費は、その理由の如何を問わず返還しない。

(賛助会員の特典)

第6条 賛助会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 本財団が主催する各種研究会、研修会、講演会、シンポジウム等への参加案内
- (2) 本財団が発行する出版物の無料配布
- (3) ウェブ上に掲載されている本協会著作物の無償ダウンロード
- (4) ウェブ上の会員専用ページへのアクセス

(賛助会員の義務)

第7条 賛助会員は、次の義務を負うものとする。

- (1) 会費を納入すること
- (2) 本財団の諸行事に積極的に参加すること
- (3) 新賛助会員の入会促進につとめること
- (4) 賛助会員としての信用、品性を保つこと
- (5) 住所、氏名、電話番号等所定の事項を変更したときは、すみやかに届出

をすること

(賛助会員資格の喪失)

第8条 賛助会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 禁治産または準禁治産の宣告を受けたとき
- (3) 死亡、失踪宣告または特別賛助会員である法人または団体が解散したとき
- (4) 会費納入を怠ったとき
- (5) 理事会による除名の決議がなされたとき

(除名)

第9条 賛助会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議を経てこれを除名することができる。

- (1) 賛助会員としての義務に違反したとき
- (2) 本財団の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(規則の変更)

第10条 この規則を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

この規程は平成23年10月31日から施行する。